主 文

特許庁が、昭和四二年三月二二日、同庁昭和三九年審判第三八九一号事件について した審決は、取り決す。 訴訟費用は、被告の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判等

一 原告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求めた。

二 被告代表者は、適式の呼出を受けながら、本件各口頭弁論期日に出頭せず、答 弁書その他の準備書面の提出をもしない。

第二 原告の請求の原因

原告訴訟代理人は、本訴請求の原因として、つぎのとおり述べた。

(特許庁における手続の経緯)

一 原告は、昭和三九年八月五日、被告を被請求人として、被告が商標権者である登録第五八二二五三号商標(その構成は別紙第一目録記載のとおり。以下「本件商標」という。)について、登録無効の審判を請求したが、特許庁は、同庁昭和三九年審判第三八九一号事件として審理のうえ、昭和四二年三月二二日、「本件審判の請求は成り立たない。」旨の審決(以下「本件審決」という。)をし、その謄本は、同年四月二六日原告に送達された(出訴期間として三月が附加された。)。(本件審決の理由の要点)

外観上においてみるに、両者の態様がそれぞれ前記するとおり複雑な構成よりなるものであるけれども、もとより両者にかかる指定商品とくに「自転車」に附する商標にあつては、一般にこれら両商標のような混合図形が採択されることが決して

少なくないところであり、一方この種商品の需要者はその構造、性能などについて 仔細に吟味することは勿論のこと、同時にそれに附してある商標についても注意深 く観察するのが通例である点に鑑みるときは、両者は、その構成にかかる各事物を 相異にするものであることが明らかであるので、畢意外観上において相紛らわしい ものではないとみるのが至当である。

また、称呼上および観念上においてみるに、もとより両者がいずれもその構成にかかる各事物と各欧文字が互に一体不可分の関係にあつて、そのうちのいずれか一つを欠く場合には商標の機能を喪失するというものではないし、まして簡易迅速を尚ぶ商取引の実際に徴するときは、看者をして、前者よりは、その構成要素中に顕著に表示されてある鶴を思わせる鳥の描画の部分を着目、印象させ、これより「つる」の称呼および「鶴」の観念を生じさせるものであるとみるのが相当である。

これに対し、後者よりは、その権利主体である「ザ・ラレイ・サイクル・コンパニー・リミテッド」(THE・RALEIGH・CYCLE・COMPANY・LIMITED)の名称との関係において、しかもその構成要素中に顕著に表示してある「THE RALEIGH」の欧文字の部分を着目、印象させるところであるので、これより「ざ・られい」(THE RALEIGH)の称呼および観念を生じさせるものであるとみるのが自然である。

このような訳であるので、両者は、称呼上および観念上においても互に類似しない 商標であるといわなければならない。

してみれば、本件商標は、その指定商品が引用商標の指定商品と同一または類似するものであつても、叙上のとおり外観、称呼および観念のいずれの点においても引用商標に類似しないものであることが明らかであるので、なんら旧商標法(大正一〇年法律第九九号)第二条第一項第九号の規定に違反して登録されたものではないと判断せざるをえない。

また、本件商標は、叙上のとおり引用商標に非類似であり、また引用商標が著名であるとの立証もない以上、これをその指定商品に使用するも、広く取引者および需要者をして、あたかも引用商標権者より出所した商品であるかのような混同を生じさせるおそれはないというを実験則に照し明らかであるので、同法第二条第一項第一一号の規定に違反して登録されたものでもない。

第一一号の規定に違反して登録されたものでもない。 したがつて、本件商標は、商標法施行法第一〇条第一項の規定によつて、なお効力を有する旧商標法第一六条第一項第一号の規定により、その登録を無効とすべき限りでない。

(本件審決を取り消すべき事由)

三本件審決は、つぎのとおり判断を誤つた違法があるから、取り消されるべきものである。すなわち、本件商標の構成、その指定商品および登録に至る経緯、ならびに、登録第四一九六三〇号商標(その構成は別紙第二目録記載のとおり。)の構成、その指定商品および登録に至る経緯は、いずれも本件審決の認定するとおりであるが、本件商標は、つぎに述べるとおり、引用商標と類似するものであるのに、本件審決は、これと異なる判断をしたものであつて、違法といわなければならない。

(一) 外観の類似について。

ものであり、薬品等のように人の健康ないし生命に直接関係するものでもないから、他類の一般商品に比し、商標の類否に関し、需要者がとくに高度の注意能力を有し、また、とくに綿密な注意を払うものとして判断すべき必然性はない。むしろ、原告は、自転車における商標の表示は、一般に自転車前輪の支承パイプに装着させる金属製プレート等により行なわれるものであり、このような商標表示態様においては、細部の識別は困難で、両者とも、漫然、鳥の頭部図形として観察されるにすぎないと考える。要するに、本件審決は、商標の外観類否判断において深くいましめられている対比的観察をすることにより、前記の結論に達したものであるから、この結論は、容認できない。

(二) 称呼・観念の類似について。 本件審決は、両商標の称呼・観念の類否について判断するにあたり、本件商標からは「つる」の称呼および「鶴」の観念が生ずるのに対し、引用商標からは、その権利主体である「ザ・ラレイ・サイクル・コンパニー・リミテツド」の名称との関係、およびその構成要素中に顕著に表示してある「THE RALEIGH」の文字があるために、これより「ザ・ラレイ」できまり、「ザ・ローリー」)の称呼を生ずる可能性は、必ずしおいている。引用されるに「ザ・ローリー」)の称呼を生ずる一般では、必ずしおいて、前述したように、商品自転車に使用される金属製プレート等において、の「THE RALEIGH」のような文字を適確に認識し、しかも、これを「ザ・ラレイ」ないし「ザ・ローリー」と称呼することを、わずしておいて、「ザ・フレイ」ないし「ザ・ローリー」と称呼することを、わずしています。

も、まつたく否定はできないが、これは、審決自体が否定しているか、少なとも 積極的に肯定していないところである。引用商標についてなければならない。 標の称呼・観念は、「つる」・「鶴」ではなく、「トリ」でなければならない。 件審決が、前記のような構成の両商標において、なぜ、一方の称呼・観念が、文字 部分「STORK」から生ぜず、「鳥の描画の部分を着目、印象……の商標において、ながら、他方の商標において、ながら、他方の商標においてもして、「さいら、他方の商標といる。 「つる」の称呼及び「鶴」の観念を生じさせ……」としながら、であいては、もつぱらその文字部分に着目して、「ざ・られい」と称呼し、「THE RALEIGH」の観念を生ずるとされたのかは、理解し難いところである。 のであるとされたのかは、理解し難いところであるとしても、なが、であいて、本件商標の称呼は「ストーク」であり、引用商標の称呼に、「ザ・ラレイ」ないし「ザ・ローリー」であるとしても、なお、観念において、者は類似である。

第三 証拠関係(省略)

理 由

一 被告は、適式の呼出を受けながら、本件各口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面の提出をもしないから、原告主張の事実を自白したものとみなされる。 二 右事実によれば、本件商標の構成は別紙第一日録に、引用商標の構成は同第二

二 右事実によれば、本件商標の構成は別紙第一目録に、引用商標の構成は同第二目録に、それぞれ記載されたとおりであり、両商標の登録に至る経緯は本件審決の認定するとおりであつて、両商標の構成について本件審決が述べているところも、ほぼ首肯しうるものと認められるが、本件審決は、本件商標が引用商標と外観において類似しないとした点において、判断を誤つた違法があるというべきである。すなわち、

(一) 本件審決は、

(イ) 本件商標および引用商標が、いずれも複雑な構成からなつていること。

- (ロ) 両商標に共通な指定商品、とくに自転車については、両商標のような混合 図形が採択されることが少なくないこと。
- (11)この種商品の需要者は、その商品の構造・性能についてくわしく吟味する と同時に、それに附してある商標についても注意深く観察するのが通例であるこ

を考えれば、両商標がその構成要素としている事物を異にしていることが明らかに認識されるものであつて、両商標は、外観上相紛らわしいものではないとみられる 旨判断している。

- 二) しかしながら、右(イ)、(ロ)、(ハ)の事実ないし事情を根拠とし 、看者が両商標の構成上の差異を明確に認識すると断ずることは、理由のない速 断といわざるをえない。すなわち、右(イ)の点については、前記のとおりの構成 よりなる両商標は、他の多くの商標にみられる、単に一連の文字よりなり、あるい は、一個の図形からなるような簡単な構成に比し、たしかに複雑な構成を持つとい いえよう。つぎに、右(ロ)の点については、甲第九号証の一ないし二〇(その成 立についても被告において自白したものとみなされる。)によれば、自転車およびその部品等を指定商品とする商標にあつては、前記のような簡単な構成のもののほ かに、多くの文字と数個の図形を組み合わせた、本件審決のいう「両商標のような 混合図形」といいうるような構成のものも少なくないことが認めえないではない。 しかし、右(ハ)の点について考えると、両商標に通ずる指定商品、とくに自転車が、本件商標の登録当時において、その需要者にとつて必ずしも安直に購入できる が、本件商標の登録当時において、その需要者にとつて必ずしも安直に期入でさるものとはいえず、したがつて、需要者らは、購入にあたつて、その構造・性能等に相当の留意をし、調査をするのを通例としたことは明らかであるが、だからといて、右商品が、特段に貴重なものであるとか、または、外部からの観察や試乗等によってその構造・性能等を調査することがきわめて困難である等の事情が認められない以上、需要者が、右商品を購入するにあたつて、その構造・性能のみでなく、 その商標についても、他の商品におけると異なり、とくに注意深く観察するのを通例としたということはできないといわざるをえない。まして、両商標の指定商品に 含まれる自転車の部品等についてみれば、商標の調査の程度に関し、これを他の一 般商品と区別すべきいわれはない。
- そこで、右(イ)および(ロ)の事実、ならびに、 自転車における商標の表示が一般に自転車前輪の支承パイプに装着される 金属プレート等により行なわれる

事実(この事実も被告において自白したものとみなされる。) を考慮したうえ、本件商標と引用商標との外観上の類否について判断する。まず 両商標は、いずれもその上部に、右向きと左向きとの差異はあるが、くびの長い鳥の上部を顕著に表示し、その下に、リボンを思わせるような両商標に共通の図形や、両商標に共通しない図形および欧文字を組み合わせて表示しているものであった。 る。そして、本件商標の中央よりやや下の部分に表示された「STORK」の文字 および引用商標の下部近くに表示された「THE RALEIGH」の文字も、相 当明らかに看取される。しかしながら、両商標の指定商品の需要者および取引者の 中には、右「STORK」および「THE RALEIGH」の欧文字の意義を解しうる者も少なくないであろうが、一方、わが国における英語の普及度からみて、 右各文字の意義を解しえず、したがつて、これから格別強い印象を受けない者も相 当数にのぼるであろうことも見易いところである。これに反し、両商標に顕著に表 示された前記くびの長い鳥の上部は、程度の差はあるが、いずれも写実的に表現されており、それ自体が何人にも身近に感ぜられるものであるため、看者の多くの者 に強い印象を与えるものとみるのが相当である。そして、以上の事実に、自転車に おける商標の一般的表示態様に関する前記(二)の事実をあわせ考えれば、両商標 が、その形状に若干の差異があり、そしてまた、前記(イ)、(ロ)の事実から、 需要者等は、自転車の商標についてはやや慎重に観察する傾向があろうと考えられ るにもかかわらず、時と所を異にして観察されるとき、その外観から彼此混同されるおそれがあることは、否定できないところといわざるをえない。したがつて、右と異なり、両商標がその外観において類似しないとした本件審決は、その点におい て判断を誤つた違法があるというべきである。

以上説示したとおりであるから、その主張の点に違法があることを理由に本件 審決の取消を求める原告の本訴請求は、その他の点について判断するまでもなく、 その理由があるものとして、これを認容すべく、訴訟費用は、行政事件訴訟法第七条、民事訴訟法第八九条により被告の負担とすることとし、主文のとおり判決す る。 (裁判官 三宅正雄 杉山克彦 楠賢二) <11638-001>

別紙